



シンポジウム「市民に利用しやすい簡易裁判所を」開催

一極集中で簡裁の果たす役割は達成されるのか、担当裁判官もパネリストとして議論に参加

東京簡裁調停部門が墨田分室に全移転

3月26日午後1時から4時まで、弁護士会館クレオにて「市民に利用しやすい簡易裁判所を」というテーマでシンポジウムが開催された。主催は東京三会で、協賛は日本司法書士連合会、東京司法書士会及び全国消費者団体連絡会である。当日は、土曜日の午後にもかかわらず、約100名の参加者があった。

新しく建て替える墨田分室の新庁舎に東京簡裁（霞が関）の調停部門を全て移転するという裁判所の計画に対し、昨年来、東京三会と東京地裁との間で、何回か協議会が持たれている。司法改革の中で、簡裁の果たすべき役割は一体何なのかということを改めて問い直す趣旨から企画されたものである。

今回のシンポジウムの画期的なことは、裁判所に関わる問題について、責任ある地位に立つ裁判官自らがパネリストとして、市民が参加しているシンポジウムに出席し、議論に加わったということである。

調停施設にはPFI方式導入も

シンポジウムは、3部構成で行なわれ、西尾則雄会員の総合司会で進行した。

第1部は、落語ショートタイムと題し、落語家の三遊亭白鳥師匠から簡裁をねたに新作落語を披露してもらった。簡裁で取り扱われている訴訟や調停等をハットつぁんと大家との会話の中で、易しくしかも面白く語り会場を魅了した。

第2部は、基調報告で、簡裁の現状と課題について、東京簡裁司法行政事務掌理裁判官の岡久幸治氏、東北

学院大学教授の齊藤哲氏及び東京三会地域司法計画策定協議会委員長の山田正記（筆者）が報告した。

山田からは、1994（平成6）年に東京23区の12簡裁を現在の東京簡裁（霞が関）の調停部門に統合してから10年が経過し、取り扱い件数は1万件から6万件へと飛躍的に増加したこと、2000（平成12）年に導入された特定調停が増加の傾向に拍車をかけたこと、東京簡裁には、北、中野、大森、墨田の4つの分室が所在するが、2004年夏、東弁で実態調査を行なったところ、調停の利用はほとんどないことが分かったこと（LIBRA2004年11月号羅針盤24頁参照）を報告し、裁判員制度導入で、地裁に新たな評議室が必要になる等の理由で、墨田分室の建て替えを機に調停部門の全てを霞が関から墨田分室に移す計画が、市民の利用の観点から考えると果たして一極集中でよいのか、また墨田分室は、23区の東部に偏しており、バランスを失うのではないか等の問題提起をした。

次いで岡久氏からは、戦後の簡裁設置の理念から始まり、10年前の簡裁の統合により作られた東京簡裁が、従来の裁判所とは異なり、民衆に親しみやすく、そして非常に質の高いサービスを提供するものとして構想され、実践されてきたとの説明があった。そして、墨田分室の建て替えの中で、裁判所としては、これまで東京簡裁において新しい理念の下で、様々な実践を重ねてきたことを踏まえて、さらに大改革したいと思っており、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）方式により民間の発想も取り入れ、21世紀の調停を担う施設を作っていきたいとの意欲を示された。

齊藤氏からは、スライドを用いながらドイツやイギリスの簡裁紹介があった。それによれば、人口と裁判

所との関係でみると、日本の簡裁は、ドイツの区裁判所の約半数であり、イギリスのカウンティコート（県裁判所）の約8割程度であるとのことである。また、裁判所の立地は、ドイツもイギリスも、市民の生活圏を基本的に念頭に置いており、「日独裁判官物語」でも取り上げられたデュッセルドルフの裁判所は、駅から徒歩1分という利便性の高い立地にあるとのこと印象的であった。

ターミナル駅に調停機能センターも

第3部は、パネルディスカッションで、簡裁は現状を踏まえていかにあるべきか、そして市民が利用しやすい裁判所とは何かについて議論が展開された。コーディネーターは、由岐和広会員と松村真理子弁護士（一弁）。パネリストは、第2部で報告をした岡久氏と斉藤氏の他に、調停委員で東京簡裁民事調停協会会長の佐々木中供氏、司法書士の石川雅敏氏（東京司法書士会）、マスコミから井田香奈子氏（朝日新聞記者）、それに松尾紀良弁護士（一弁）が加わった。

霞が関の簡裁の利用状況については、特定調停法が成立して以来、特定調停に関連するいわゆる債務弁済関係の調停が圧倒的に多くなり、調停室が不足し調停室を増やしたが、十分対応できないのが現状であること、分室においては、特定調停ではほとんど使われていないこと、今度調停部門が霞が関から墨田に移ることについては、調停委員の中には、委員を引き受けられなくなるという方もある一方で、市民の期待に応えられる調停施設ができることを大いに期待しているとの発言があった。

また、調停部門が墨田に移転することに関連して、簡裁の設置場所をどうとらえるかとの議論がなされた。国民に身近な裁判所というのは、場所的な近さもさることながら国民からみて心理的に近い裁判所、それは、裁判所が国民を身近に感じて対応することが重要

である。統合するにしても、統合により質的サービスの充実を図ることが必要だと考えているという発言があった。

これに対し、墨田分室のある錦糸町は、23区の東部以外の地域の住民からすれば、心理的に非常に遠い感じを受けるので、バランスをとる意味でも、例えば新宿などのターミナル駅周辺の便利な場所に調停機能をもったセンターを設けるべきではないかとの意見があった。

さらに、効率化を図るということと場所を1つに限定しないということが両立するか否かの問題については、人的、物的な費用をどのくらいかけることができるかどうかに関わってくるが、現在は、国全体として行財政改革をしており、墨田分室の建て替えについてもPFI方式というリースで建物を作ることを予定している現状を踏まえるべきであるという意見があった。これに対しては、裁判所が自前の建物を建てるのではなく、民間からフロアを借りて裁判所にするという発想の転換をするならば、それほど多額の予算が必要になるということはないのではないかという発言があった。会場からの質問も受け、これに対しパネリストから回答があった。

最後に、法律扶助協会東京都支部長の永盛敦郎弁護士（二弁）が、今回のシンポジウムが裁判所と弁護士会、司法書士会が協力し、市民に利用しやすい立派な簡裁を作りあげることの第一歩になることを期待するというまとめで終了した。

今後、弁護士会は、このシンポジウムの成果を生かして、裁判所との協議会の場を通じて、墨田分室が利用者にとって使い勝手のよい簡裁になるように、機能の面等で弁護士会の意見を反映させること、さらに新宿に新しい調停センターを設けることなどを働きかけていくことが重要だと思った。

（東京三会地域司法計画策定協議会委員長
山田 正記）